

一般社団法人全国社会教育委員連合

## 定 款

最近定款変更 令和4年3月25日

# 一般社団法人全国社会教育委員連合 定 款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国社会教育委員連合という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、全国社会教育委員の資質と職責の向上につとめるとともに社会教育関係者との連絡協力体制を確立し、社会教育に関する諸事業を行い、もって社会教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会教育に関する大会・研究集会等の開催
- (2) 社会教育委員及び社会教育関係者の研修
- (3) 社会教育に関する研究調査
- (4) 機関紙及び社会教育に関する図書・資料の刊行
- (5) 社会教育の振興に顕著なる功績のあった者の表彰
- (6) 社会教育に関する講演会等の開催
- (7) 社会教育に関する情報・資料の収集及び提供
- (8) 社会教育に関する助成事業
- (9) その他目的達成に必要な事業

2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した都道府県又は指定都市単位に結成された社会教育委員等の団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に協力し、援助する個人又は団体
- (3) 維持会員 社会教育委員で、この法人の維持のため金品を寄付した者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議を経て除名することができる。

この場合、総会で決議する前、総会の一週間前までにその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(2) この定款その他の規則に違反したとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第9条 前条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(3) 総正会員が同意したとき。

## 第4章 総会

(総会の構成)

第10条 総会はすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第11条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額の決定又は変更

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後2箇月以内に1回開催するほか必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第15条 総会における議決権は、正会員1団体につき1個とする。

(決議)

第16条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第17条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の代表は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第18条 この法人には次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上25名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、若干名を副会長、1名を常務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 19 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 20 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 22 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第 18 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第 24 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(顧問)

第 25 条 この法人に任意の機関として、1 名以上 3 名以下の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問の任期は2年とする。
- 5 顧問の報酬は無償とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は会長が招集する。

- 2 理事会の議長は会長とする。

(決議)

第29条 理事会の決議は、理事の過半数の出席をもって成立することとし、その決議は、議決すべき案件と特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって行う。やむをえない理由により理事会の開催場所に赴くことができない理事は、テレビ会議等を利用することによって理事会及び決議に参加することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、出席した代表理事及び監事が記名押印する。

(特別委員会)

第31条 この法人に、第4条の事業を円滑に遂行するために理事会の決議を経て特別委員会及び研究員を置くことができる。

- 2 第1項の委員会の委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 会長は必要に応じ、期間を定めて研究員を委嘱することができる。
- 4 第1項の委員会の運営に必要な事項は理事会において定める。

(事務局及び職員)

第32条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け事務局長その他必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長は理事会の承認に基づき、会長が任免する。
- 3 職員は会長が任免する。
- 4 職員は有給とする。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(暫定予算)

第35条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第40条 この法人の事務所に次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし他の法令によりこれらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 定款
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (4) 財産日録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (8) 官公署往復書類
- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支計算書及び事業報告書
- (11) 貸借対照表
- (12) 正味財産増減計算書
- (13) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号及び第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号、第2号、第4号及び第9号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細則)

第41条 この定款についての細則は、理事会及び総会の決議を経て別に決める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の代表理事は大橋謙策、業務執行理事は坂本登とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 32 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

定款変更 平成 25 年 3 月 1 日  
定款変更 平成 26 年 5 月 27 日  
定款変更 平成 26 年 10 月 23 日  
定款変更 平成 27 年 10 月 8 日  
定款変更 平成 29 年 9 月 12 日  
定款変更 令和 4 年 3 月 25 日